令和２年第１回阿武町議会定例会　会議録

第　１　号

令和２年３月３日(火曜日)

開　会　９時00分　～　散　会　16時15分

議事日程

開会　令和２年３月３日（火）午前９時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　町長施政方針演説

日程第４　議案第１号　第７次阿武町総合計画の策定について

日程第５　議案第２号　阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例

日程第６　議案第３号　阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第７　議案第４号　町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日程第８　議案第５号　阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第６号　阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第10　議案第７号　阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第８号　阿武町使用料条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第９号　指定管理者の指定について

日程第13　議案第10号　阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について

日程第14　議案第11号　山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第15　選挙第１号　阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

日程第16　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第17　議案第12号　令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）

日程第18　議案第13号　令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第４回）

日程第19　議案第14号　令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）

日程第20　議案第15号　令和元年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）

日程第21　議案第16号　令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第４回）

日程第22　議案第17号　令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）

日程第23　議案第18号　令和２年度阿武町一般会計予算

日程第24　議案第19号　令和２年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算

日程第25　議案第20号　令和２年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算

日程第26　議案第21号　令和２年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第27　議案第22号　令和２年度阿武町介護保険事業特別会計予算

日程第28　議案第23号　令和２年度阿武町簡易水道事業特別会計予算

日程第29　議案第24号　令和２年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第30　議案第25号　令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第31　委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

議席番号 （旧議席番号）

１番（３番）	市　原　旭
２番（４番）	池　田　倫　拓
３番（２番）	伊　藤　敬　久
４番（５番）	小　田　高　正
５番（７番）	清　水　教　昭
６番（６番）	田　中　敏　雄
７番　副議長	中　野　祥太郎
８番　議　長	末　若　憲　二

欠席議員　なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長（総務課長事務取扱）	中野貴夫
教育長	能野祐司
まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	梅田晃
戸籍税務課長	工藤茂篤
農林水産課長	野原淳
土木建築課長	田中達治
教育委員会事務局長	藤田康志
会計管理者	三好由美子
福賀支所長	小野裕史
宇田郷支所長	水津繁斉

欠席参与　**なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	俣野有紀
議会書記	高橋仁志

開会　午前９時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長　開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も、はや３月の声を聞くこととなりました。今年は、正月から穏やかな日が続いており、積雪もないのですが夏場における水不足が懸念されるところです。そんな事がないように祈っています。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端な中を令和２年第１回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて今年は、１月に中国で発症しました新型コロナウイルスが日本をはじめ世界各国に広まっています。日本でも大型クルーズ船での感染拡大や中国の方との接触において感染が発症し亡くなられた方も出ています。そんな中、大人数の集会やイベントを控えるようにと発表があり、プロ野球のオープン戦が無観客で行われたり、大相撲も無観客で行われると発表がありました。その結果、ホテルや会場の使用のキャンセルが相次ぎ経済に大きな影響を与えることとなりました。また、27日には安倍総理大臣から小中高等学校を昨日の２日から春休みまで休業するようにと要請がありました。突然の発表に全国の自治体や学校関係者が戸惑いを見せています。特に３月は各学校で卒業式があり、児童生徒にとっては大変思い出に残る行事であり、我々も地域を挙げてお祝いをするところですが、規模を縮小して行われるとの事で、少し安堵しております。一方、子供たちが家庭にいることにより親御さんたちの仕事が出来ないことや子供たちの過ごし方が大変気になっております。また、３月には高校や大学の

入学試験がありますので生徒達全員に不利益が無いように望むところです。日本政府として対応が果たして良かったのかいささか疑問が残るところであります。阿武町においても最善の策を講じて欲しいと思っております。

現在、国におきましては102兆6,580億円の令和２年度予算案が衆議院で可決され、今は参議院で審議されているところですが、本日からの阿武町議会定例会では、花田町長の令和２年度に向けての施政方針が発表された後、一般会計34億8,500万円ほか７つの特別会計との合計51億6,369万1,000円の新年度予算案が上程され審議等を行うわけですが、それと同時に「選ばれるまちをつくる」向こう10年間の第７次総合計画を審議しますが、我々議会といたしましては「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町・阿武町」を継続し未来に残していくため、この予算をしっかり審議し、次に繋げていくことをお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

○議長　本日の出席議員は、８人全員です。ただ今より令和２年第１回阿武町議会定例会を開会します。

○議長　これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長　これより日程に入るに先立ち、過ぐる12月11日開会の令和元年第４回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

12月19日、全員協議会を開催し、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場配備に関する再調査の結果を踏まえた再説明を受けて、質疑応答があった

ことはご高承のとおりです。

１月２日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新成人の門出を祝されたことはご高承のとおりです。

１月４日、第15回医療関係団体新年互礼会がホテルニュータナカで開催され、本職が出席しました。

１月７日、山口県知事及び山口県議会議長への新年あいさつが山口県庁で開催され、本職が出席しました。

１月11日、令和２年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

１月20日、新春懇話会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

１月30日、全員協議会を開催し、第７次阿武町総合計画中間案等について説明を受け、質疑応答があったことはご高承のとおりです。

２月１日、明日の郵政事業を考える会が萩市千春楽で開催され、本職が出席しました。

２月10日、令和２年第１回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

２月14日、山口県町議会議長会２月定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

２月15日、令和元年度第37回阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

２月26日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましてはお手元に配付の資料のとおりです。

同じく２月26日、全員協議会を開催し、第７次阿武町総合計画中間案等について及び選挙管理委員会委員の選挙について協議がなされたことは、ご高承の

とおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、３番、伊藤敬久君、４番、小田高正君を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる２月26日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日３月３日から23日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から３月23日までの21日間と決定しました。

日程第3　町長施政方針演説

○議長　日程第３、ここで、今期定例会にあたり、花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長　令和２年第１回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

春光天地に満つるという言葉がありますが、正に、清々しい早春の息吹が感

じられる季節となって参りました。このような中、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多繁の中を、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

さて、現在、中国湖北省武漢市が発生源とされる新型コロナウイルスが70ヶ国を超える地球規模での蔓延の様相となっており、我が国においても、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の集団感染をはじめ、国内で日を追って感染者の増加、或いは、死者の発生、更には、これに対する対応等が目まぐるしく変化する中で、今、正に感染阻止の瀬戸際であります。幸い、現時点で山口県内在住の感染者の報告はありませんが、本町においても、住民の安全安心を考慮する中で、多くの町民の皆様が楽しみにされていた７日（土曜日）の八代亜紀のコンサートの延期をはじめ、各種のイベントや文化行事、また、各地区婦人会総会等の一部の集会、会議等も、中止や延期、或いは、規模の縮小、更に、町内の小中学校につきましても、昨日の午後から26日まで臨時休業という、児童・生徒にとっても、保護者にとっても大変重要な時期に、正に、苦渋の選択をせざるを得ない状況に至ったところであります。特に、共稼ぎや一人親などで、昼間家に誰もいない家庭や、保護者が勤務の都合でどうしても休むことが出来ない家庭は、大変なご不安やご苦労があり、また、子供も大変な不安があろうというふうに思っております。このことにつきましては、町といたしましては、子どもを一人で家に置いておけない家庭などに対応するため、通常、夕方からやっております児童クラブを、今回の学校休業期間中は、月曜日から土曜日まで毎日、午前８時から午後６時までお預かりすることといたしまして、更にこれにつきましては昨日から既に対応しているところであります。残念ながら、現時点で、終息の兆しは、全く見えていないところでありますが、本町といたしましては、この感染症は、重症化すれば死に至る訳でありますので、今後も、住民の安全・安心を第一に考え、先に設置いたしました阿武町新型コ

ロナウイルス感染症対策本部を中心に、国、県、関係機関、更には、外郭団体、各種団体等との情報共有と連携をしっかりと取りながら、万が一のことはあり得るとの危機意識を持って、適宜適切な対応をしていきたいと考えているところであります。

さて、こうした慌ただしい中ではありますが、本日から開会されます本議会定例会は、令和２年度当初予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いするところでありますので、先ずは、私の施政方針に係る所信の一端と、重要な施策の概要を申し述べさせていただきたいと思います。

政府の令和２年度の一般会計予算案でありますが、高齢化の進展による医療費の増額や、消費税引き上げ等に伴う景気対策などによる社会保障費の増加等によって、前年度比1.2％増の102兆6,580億円となり、８年連続で過去最高を更新し、２年連続で100兆円を突破した予算となっております。特に、地方財政対策における一般財源の総額は、1.2％増の63兆4,318億円が確保され過去最大となり、地方交付税の総額も、前年度比4,000億円増の16兆6,000億円とされたところであり、地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組んで行くための仮称でありますが地域社会再生事業費として、4,200億円が新たに計上されたところであります。更に、地方創生の財源として、まち・ひと・しごと創生関連事業費につきましては、第２期が始まる令和２年度においても、引き続き総額で１兆円が確保されたところであります。

このような中で、私は、町長に就任して以来、「チェンジ・チャレンジ、「打てば響く！　町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」」をモットーに、阿武町の良き歴史と伝統を継承しながら、目指すべき将来像である「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町」の創出、そして、躍動し「選ばれる町づくり」のために、町民に寄り添い、意見に耳を傾け、町民目線で打てば響く町政を進

めてきたところであります。

こうした中、昨年、政府において３歳児以上の給食費を除く保育料の無料化が打ち出されたところでありますが、本町といたしましては、徹底した子育て支援、若い親の負担軽減という観点から、国の制度だけでは不十分であるとの認識で、10月からは未満児を含む保育料、当然、給食費も含む訳でありますが、これの完全無償化を開始したところであります。今後も、子育て支援には力を入れ、一人でも多くの方々から、阿武町で子供を産み、子育てして良かったと喜んでいただける施策をしっかりと展開していく所存であります。そして、この事が、きっと出生率の向上にも繋がっていくと信じております。

このような中、私は、令和元年度を一次産業再生元年と位置づけて、農業においては、奈古地区のほ場整備とこれに連動したキウイフルーツモデル園地の計画策定をはじめ、４分の１ワークス、スマート農業や農産物のブランド化の推進、更には、社会福祉法人ＥＧＦとの農福連携による新たな取り組みに対する協議などを進めてきたところであります。また、水産業においては、魚の専門家である上田勝彦氏を招聘し、漁業者に対する鮮度保持技術の実践指導をはじめ、販路の開拓や、六次産業化に関するアドバイスなどを通じて、魚の高付加価値化やブランド化、流通改革等に取り組んで参りました。更に、林業においては、自伐型林業を推進し、研修や作業道の開設実証なども実施してきたところであります。また、畜産業においては、特産の無角和牛の新たな展開を図るため、道の駅でのブロック肉の試食やテスト販売、東京の高級肉料理専門店のシェフ等を招聘しての試食会の開催など、新たな可能性を模索して参りました。更に、道の駅につきましては、将来的な山陰道の完成を視野に入れながら、一層の魅力化と収益性の向上、更には、まちの縁側機能を有する滞在型交流拠点となるキャンプフィールドや、ビジターセンター等の整備に係る全体構想や計画のほか、専門家によるシンポジウムの開催をはじめ、道の駅下の芝生広場

での交流会やモニタリングキャンプを実施し、私も、体験、参加者としての交流や意見交換を行いながら、利用者目線で問題点等の把握に努めてきたところであります。こうした中で、議員各位もご案内のとおり、今年度におきましては、本町の令和２年度から10年間を見通した、新たな基本構想・基本計画となる「第７次阿武町総合計画」、そして、新たな地方創生の５ヶ年計画となる「第２次阿武町版総合戦略」、これの策定を行う中で、各種団体やグループ、法人等々のヒアリングを行い、これからの町づくり等について幅広くご意見を伺って参りました。そして、一般住民、中高生を含む全町民2,895人と、町外に住む「広報あぶ」の購読者や「東京ふるさと阿武町会」、「関西・東海ふるさと阿武町会」の会員等の394人を対象にまちづくりアンケートも実施したところでありますが、これらを通じて、新たな課題や要望等も鮮明になったところであります。ここで、見えてきた課題でありますが、各産業分野での担い手不足の深刻化をはじめ、地域に暮らす中での小さな困りごとの増加、将来の地域医療における不安、外出支援や観光客を含む交通手段の確保、ご近所力の不足による高齢者支援、そして、若い世代にアプローチするネットワークの不足、広域連携における取り組みなどで、これからのまちづくりの重要な問題点、課題として表面化してきたところであります。

また、今後10年間で力を入れるべき施策では、第１位が企業誘致などの町内での雇用の場の確保でありまして、次いで２位が在宅医療等における医療施設・サービスの充実、３位が地域の交通の確保と利便性の向上、そして第４位が農業の振興における担い手の確保、スマート農業の推進、有害鳥獣対策、そして５位が高齢者のための施設やサービスの充実、そして６位が定住したくなる個性のあるまちづくりというふうになったところであります。こうした中にあって、阿武町における喫緊の課題は、何と申し上げても人口減少を如何に食い止めるか、つまり人口定住対策であり、中でも若者定住と、この条件となる

雇用の創出が、最大の課題であります。私といたしましては、住民アンケートの結果等を真摯に受け止め、分析する中で、小さな町の利点を最大限に活かしつつ、町民と行政が一体となって、先ずは、令和２年度から、様々な施策や事業を、スピード感をもって展開していくことが重要であると考えております。そして、一方の視点として、阿武町を含めた所謂北浦地域の振興、陰陽格差という視点で、萩市・長門市、そして益田市とも今以上に協調、連携を図る必要があると考えておりまして、そのキーワードが、各市町にある道の駅であり、その１点１点を線でつなぎ、更には、面まで昇華させる取り組みが必要ではないかというふうに思っております。そして、こうした課題や問題点を鑑みる中で、ご案内のとおり､道の駅阿武町においては、現在、まちの縁側推進プロジェクトを推進し、その基本的な考え方につきましては、全員協議会等を通じて鋭意ご説明・ご協議申し上げてきたところでありますが、先ほども申し上げましたように、このプロジェクトの最大の狙いは、山陰道の進捗を睨みながら、道の駅の更なる魅力化、そして、将来の開通によるストロー効果の影響により、阿武町が素通りされる町にならないよう、本町の体力がある内に、また、地方創生交付金が活用出来る内に、新たな目的地づくり、また、阿武町版ＤＭＯを含めた新たな阿武町の拠点づくりの一環として、道の駅の多目的化を図り、そして、これらによるシナジー（相乗）効果を図ろうとするものであります。なお、このまちの縁側推進事業につきましては、大きい事業費を要しますが、現在、総務省に地方創生拠点整備交付金等の計画認定申請を行っており、事業の採択につきましは、今月の上旬に通知がある予定であります。また一方で、ソフト事業の新たなしごと創出プロジェクトにおいては、引き続き魚の専門家である上田勝彦氏を招聘し、魚の高付加価値化やブランド化、道の駅での高価格販売、販売価格の適正化や売上及び販路の拡大等に取り組み、町外からの外貨獲得、町内への経済循環を促がして参ります。そして、林業におきましては、

引き続き自伐型林業を推進し、モデル林として遠岳山に永続的に利用できる壊れない林道を開設する事で、その現場を研修地としても活用し、作業道の開設、チェーンソーの技術指導、間伐時の選木、製材体験などを通じて、阿武町の面積の約８割を占める山の資源価値の向上を図り、新たな仕事の創出や林業の収入の安定化を図って参ります。そのほか、選ばれるまちづくり推進事業においても、引き続き空き家バンク事業による、住まいの情報発信や空き家の有効活用をはじめ、４分の１ワークスによる、短期で働ける仕事のパッケージ化や情報発信を行う事により、多様な働き方を提供し、地域と町外者とのマッチングを図って参ります。また、町と人をつなぐ、これにつきましては、町民を巻き込んだ体験ツアーや物作りを通じて、若者の郷土愛を育むとともに、町独自の着地型観光を実施する事により、交流や町を知る機会を創出し、ｓｉＢａｎｏ等の拠点を通じて、「すまい・しごと・つながり」の三つの要素をワンストップで行うことで、移住・定住の促進を図って参ります。そして、これらのプロジェクトを通じて、人と物の流れを整え、入ってくるものを増やし、出ていくものを減らす、地域内経済循環の実現を共通の考え方の基本として進めているところであります。また、高齢化や人口減少により、維持が困難となっている町の基幹産業においても、所得の安定化と向上のため、高付加価値化と町内及び近隣圏域商圏での消費拡大、或いは、事業を通じた後継者の確保や育成に努めて参ります。

次に、現在、私が町の最重要課題と位置づけて対応すべき事としておりますのが、町民の皆さんに対する暮らしの見直しや新たな地域への支援であります。先のアンケート調査の結果にもありましたように、高齢化と人口減少により、これまでは当たり前に出来ていた事が出来なくなり、これまで地域の身近な課題や問題としてなっていなかった事が表面化して、地域の深刻な困りごととして浮上して参りました。特に、高齢者の移動の確保、買物支援やごみ出し、電

球の交換などのちょっとした身近な困りごとの問題、そして地域医療の問題など、地域の暮らしを見直す新たな支援の必要性が出て参りました。このため、新年度においては、新たな地域づくり調査研究事業として、過疎を工夫によって乗り越えている先進地の事例等をしっかりと調査・研究し、自治会や地域の組織、団体等とも協議を重ねて、更に、専門家等の意見も取り入れながら、なるべく早い時期から阿武町版の具体的な展開を図って行きたいと考えております。このように、現在、阿武町は、日本の抱える高齢化と人口減少の課題に最前線で直面している団体でありますが、2014 年の増田レポートにおいて、人口減少の大波が、まず地方の小規模自治体を襲い、その後、地方全体に急速に広がり、最後は凄まじい勢いで都市部をも飲み込んでいく、との指摘があるとおり、若者が都市部に移動している現状と裏腹に、本町を含む地方における高齢化は異常とも言えるスピードで深刻化しているのも現実であります。

こうした中ではありますが、若干の朗報を紹介したいと思います。阿武町の住民基本台帳による１月末現在の人口は、3,245 人となっているところでありますが、ここで改めて、山口県人口移動調査による阿武町の人口の推移でありますが、暦年で申し上げますけども、今から 20 年前の 2000 年（平成 12 年）から、2009 年（平成 21 年）までの 10 年間の人口の社会増減の累計は、10 年間でマイナスの 336 人でありました。要するに 10 年間で 336 人の転出超過という事であります。そして、これが最近の 10 年間でどうなったかということでありますが、今から 10 年前の 2010 年（平成 22 年）から、2019 年（令和元年）12 月 31 日まで、つまり昨年末でありますが、この直近の 10 年間の社会増減の累計がプラスの４人となったところであります。わずか４人ではありますが、転出超過が止まって転入超過の傾向が見えてきたという事であります。私は、これは、阿武町が国や他の市町村の地方創生の施策に先駆けて、各種の人口定住対策を行い、全国からＩターン者を受入れしながら、平行してＵター

ン施策、住宅施策、子育て支援対策等を積極的に推進して来た成果であると分析しているところであり、過疎高齢化が進行する市町村が多い中で、ある意味良く頑張ったと言えるのではないかと自負しているところであります。また、広報２月号の私の町長コラムでも紹介いたしましたけども、世界の先進国の地方自治体の１地方自治体の平均人口規模を調べてみたところ、驚いた訳でありますが、イギリスが平均で１自治体が 5,600 人、ドイツが 5,100 人、スペインが 4,900 人、フランスに至っては何と 1,600 人、そしてＥＵ全体の平均が 3,960 人で、あのアメリカでも１つの地方自治体の平均は 7,500 人だということであります。これに対して、日本の地方自治体の平均は、３万 9,100 人と言われておりまして、ＥＵの平均に比べますと約 10 倍の多さで、世界の先進諸国の１自治体の人口がヨーロッパで 3,900 人、アメリカも入れて 4,000 から 5,000 人程度の規模で、この小規模自治体の機能性や合理性は、地方自治の先進国のヨーロッパ諸国において証明されていると見れば、阿武町の人口規模は、むしろ、打てば響く！ジャストサイズの規模ではないかと、改めて勇気づけられているところであります。地方自治の最大の目的は、そこに暮らす住民の声がしっかりと伝わり、行政運営に反映され、色々な施策が展開され、回り回って住民の暮らしの満足度として返ってくる事だと思っております。新年度におきましても、初心を忘れる事なく、町民の一人ひとりに寄り添うまちづくりをめざして、町民の皆さんが、より住みやすく、より豊かに、より安心に暮らせるよう、また、持続的な循環型社会の形成に向けて、今後とも自信と誇りを持って、住民の負託に応えて行かなければならないと考えているところであります。

最後に、イージス・アショアについてでありますが、ご案内のとおり、萩市むつみ演習場と秋田市新屋演習場が候補地とされているところでありますが、新聞報道等によりますと、秋田におきましては、地元住民、或いは自治会、町内会等から強い反対の声を受けて、昨年12月時点ではありますが、秋田県内の

25市町村議会のうち、配備反対の請願の採択が17議会、非採択が３議会、継続審議が５議会と、圧倒的に多くの議会が、配備反対の請願の採択という形で、議会として明確に配備反対の意思表示をなされたところであります。そしてこれを受けて、今年１月31日には、佐竹秋田県知事と穂積秋田市長が防衛省を訪問され、河野防衛大臣に直接面会し、住宅地に近い新屋演習場配備には無理があり、到底住民の理解は得られない旨を、文書をもって申し入れられたところであります。県民、市民の生命、そして、安全安心に心をいたされた佐竹知事と穂積市長の賢明で勇気のある判断、そして行動に敬意を表するものであります。更に、秋田ではこれも新聞報道等ではありますが、去る２月12日には、元法務大臣の金田勝年自民党秋田県連会長及び県連役員が、都内で菅官房長官及び河野防衛大臣に面会され、新屋は住宅地などにあまりに近く住民感情等を考えると配備には無理がある旨の要望書を提出されたとの事であります。自民党秋田県連のこの行動にも重ねて敬意を表するものであります。こうした中、本県萩市むつみ演習場でありますが、マスコミ等で報じられた様に、ここに来て新たに、専門家の学者から、候補地内の活断層の存在の可能性が指摘されるとともに、複数の科学者から地下水の流れ、或いはレーダー電波、更に、２段目ロケットの落下等々、再調査後の説明資料及び説明内容に対する多くの疑義が指摘されているところであります。私といたしましては、現在、萩市さんでは、有識者による適地調査の検証作業が始まっているとお聞きしているところであり、どのような結論が導き出されるか注視をする必要がありますが、常々申し上げておりますとおり、最大の問題は、むつみ演習場が住宅地にあまりにも近すぎるという事であります。この事実は変えることが出来ないわけでありまして、私が反対する最大の原因は、ここにあるわけであり、議員各位におかれましても、そして多くの町民も同じ思いであると理解をしております。私といたしましては、現時点で、今後の行動をどうするのかを決めている訳ではあり

ませんが、今言えることは、今後もこれまでどおり、町民の安全を第一義と考え、その付託に応えるよう誠心誠意、また、ぶれる事なく信念を貫き通していく所存であります。議員各位におかれましてもご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それではここで、令和２年度において取り組む事としている、主要施策の概要について、第７次阿武町総合計画における新しい施策の大綱に沿って申し上げますが、先ほどの包括的、中期的な町政の方向性の説明と若干重複する部分があるかと思いますが、ご容赦をよろしくお願いいたします。

始めに、産業、経済、労働、雇用、働き方に係る「誇りと活力ある仕事づくり」につきましては、先ず農業面では、新規事業として、才ケ峠地区ため池切開の実施設計の策定、及び阿武地区市ケ原の楊水機補修工事による総合的な防災・減災対策をはじめ、センチピードグラスの畦畔・法面等への吹き付けにより、農家の草刈労力を低減する畦畔管理省力化事業、そして農産物の加工品製造に係る必要な機器の導入支援のおいしいものづくり活動支援事業、そして、農業支援員の期間満了後の起業支援に係る農業支援員起業支援事業のほかであります。また、継続事業として、県営圃場整備事業の福田長沢地区のパイプラインや暗渠排水の整備、新立・森見藤地区の用水路整備の農業競争力強化基盤整備事業、うもれ木の郷のポンプ施設補修の土地改良施設適正化事業、また、遊休農地・耕作放棄地の解消と農作業の省力化、効率化を図るとともに、特産品であるキウイフルーツのモデル園地を整備する県営農業生産力等機能強化対策事業を実施する事といたしております。そのほか、新規営農就業者定着促進事業により、福賀地区の３つの農業法人に対して５人の新規就農者も予定しているところであります。また、有害鳥獣については、捕獲頭数の増頭を図るとともに、受益者が少数で国庫補助の対象とならないイノシシ侵入防止柵等の設置に対する補助、及び猟友会員の担い手確保のため、狩猟免許取得に対する

受講料や手数料を町単独で助成して参ります。次に、林業においては、林内作業道開設に係る小規模林道開設事業の補助金単価の引き上げや、薪の流通を促進するため薪ストーブ等購入補助金交付事業、更に、新たに林業支援員２名を募集するほか、森林環境譲与税基金事業として、森林情報閲覧システムの構築、里山整備支援、森林管理意向調査、東イラオ山線復旧工事などを行って参ります。水産業においては、新たに(株)宇田郷定置網の鮮魚包装・加工施設等の整備に対して漁業経営構造改善事業の補助を行うほか、引き続き、宇田郷漁港尾無地区において漁港施設整備事業を実施するほか、地元漁業者からの要望の強い間伐材魚礁38基、ハイブリッド型間伐材漁礁６基、キジハタ漁礁10基の製作、沈設に係る単県農山漁村魚礁整備事業などを実施します。次に、商工業においては、起業の初期投資等の負担軽減を図るため阿武町起業化支援事業や、雇用の場を確保するため、阿武町への進出を希望する企業に柔軟かつ積極的な支援を実施するとともに、企業誘致支援員とともに、企業誘致に向けた積極的なセールス活動を展開して参ります。

次に、福祉、介護、医療、看護、社会保険、男女共同参画、人権等に係る「個が尊重される生活づくり」につきましては、新規事業として、在宅の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、新たな地域づくり調査研究事業によって、地域の生活や暮らしを守るための仕組みづくりを構築するため、専門家等を交えた調査研究を行って参ります。また、引き続き、在宅の障害者や高齢者等の日常生活の利便性の向上と社会活動の範囲を拡大し、福祉の増進を図るため、コミュニティワゴン、町営バス及びタクシーの利用運賃を助成するとともに、子育て支援、少子化対策として、町独自の高校までの医療費の完全無料化、及び保育料の完全無料化、更に、福賀地区、宇田郷地区の高校生を持つ保護者の経済的負担軽減のため、町営バスの無料化と下宿代の一部を補助して参ります。そのほか、罹患すると重症化する危険性の高い75歳以上の方の

インフルエンザ予防接種の全額助成、そして、妊娠を希望する女性とその家族に対する風疹ワクチンをはじめ、子どもに対する流行性耳下腺炎やロタウィルス、インフルエンザの任意予防接種代金の半額助成、そして、制度上公的な予防接種を受ける機会がなかった40歳から57歳の男性に対する風疹抗体検査及び予防接種の全額助成のほか、不妊治療についても、経済的負担の軽減を図るため、一部を県の制度に上乗せして助成をいたします。

次に、観光、住宅、移住定住、交流、交通に係る「人が集まるまちづくり」につきましては、生活路線及び町営バスの運行事業及びコミュニティワゴン運行事業を継続して行うほか、利用状況を勘案しながら、新しい仕組みづくりに向けて、町内外の関係者との協議を進めて参ります。また、住宅取得補助金や空き家リフォーム補助金などの各種定住奨励金の交付制度を継続するとともに、Ｕ・Ｊ・Ｉターンの積極的な促進を図るため、フェア、セミナーへの参加や空き家バンク事業など、定住対策ソフト事業も積極的に展開して参ります。そして、まち・ひと・しごと創生特別事業につきましては、引き続き地方創生推進交付金を活用しながら、選ばれるまちづくり推進事業として、４分の１ワークス、花嫁・花婿修行などの８つの主要プロジェクトの推進のほかに、海産物の付加価値流通や自伐型林業の活用等における新たなしごと創出事業、道の駅をハブとした事業コーディネートや拠点の運営サポート、体験プログラムの開発を通じて、地域内循環のしくみづくりを構築するまちの縁側事業のソフト事業も併せて推進して参ります。また、新年度においては、新たなハード事業として、地方創生拠点整備交付金を活用して、まちの縁側拠点整備事業として、滞在拠点としてのキャンプフィールドやビジターセンター等の整備を行うとともに、このまちの縁側拠点整備事業に関連して、道の駅の発祥交流館や倉庫等の解体に伴うテナントの設備移設事業等も実施する事としております。

次に、保育、学校教育、社会教育、協働、住民自治に係る「町の力となるひ

とづくり」でありますが、各公民館図書コーナーの整備につきましては、年次をおって実施する事とし、初年度として、令和２年度においては、宇田郷のふれあいセンター図書コーナーの改修に係る実施設計に着手いたします。また、阿武町は、今年１月１日に満65周年を迎えたところでありますので、町制施行65周年記念事業として式典を開催し、町の発展・振興に貢献された方々への表彰などを行う事としております。地域おこし協力隊及び集落支援員につきましては、地域再生計画に係るプロジェクトを推進する隊員２名と、まちの縁側事業を推進する支援員２名を、それぞれ新たに雇用する予定としております。また、阿武中学校会議室のエアコン整備と町民センター文化ホールの音響卓の更新、多目的ホールの照明のＬＥＤ化、そして、宇田ふれあいグラウンドの防球ネットの修繕工事等も行う事としております。そのほか、文化ホール事業として、実行委員会形式によるジャズコンサートや町民の要望に応えるあなたの夢プロジェクト、自衛隊音楽隊によるコンサートや人権推進大会における講演会の開催をはじめ、歴史発見講座やジオパーク講座、文化財の指定調査、神楽舞の映像記録の保存などのほか、町外に阿武町の元気を発信し、関係人口を増やすＡＢＵスイムラン大会も引き続き行って参ります。また、未来を担う人材育成事業につきましては、新年度から研修先をフィリピン・セブ島からハワイ・カウワイ島に変更して、経費の４分の３を補助する事といたしております。そして、自治会に対する総合交付金交付事業も引き続き実施するほか、自治会の自主防災組織としての取り組みも12年目を迎え、新年度においても、消防団を補完する組織の育成・強化に積極的に努めて参ります。更に、まちづくり懇談会や各種団体・グループ等とのカジュアル・トークも、これまでの反省点を踏まえながらできる限り多く実施していきたいと考えております。

次に、環境、土地、社会基盤に係る「持続可能な環境づくり」につきましては、新規に県営農村災害対策整備事業により、福賀地区の古屋ため池の整備を

するほか、長寿命化修繕計画に基づき、町道奈古漁港線の鹿島大橋の橋梁補修設計や、奈古地区の東光寺上郷線防護柵設置工事、下郷郷川線路肩整備工事、福賀の栃原広乙線上流水路改修工事などを実施して参ります。また、継続事業では、福賀中村地区内の町道亀山十王堂線道路改良事業の新年度は用地買収及び建物補償をはじめ、町道宇田中央線の千歳橋補修事業を実施するとともに、自治会員の高齢化による町道等の草刈作業の負担軽減を図る町道草刈作業労力負担軽減事業についても、引き続き緊急性の高い箇所を選定しながら実施いたして参ります。簡易水道事業については、奈古西地区の老朽管の更新、及び惣郷水源地の舗装を行う事としております。また、新たに、生ごみの減量化と資源の再利用意識の高揚を図るため、家庭用生ごみ処理容器等設置支援事業も実施して参ります。

次に、交通安全、防犯、防災、空き家、消費者行政に係る「安全安心な暮らしづくり」につきましては、福賀地区の宇田地に消火栓１基を新設し、防災行政無線の屋外拡声器につきましては、津波浸水想定区域を対象に順次進めておりますが、新年度は、筒尾地区に設置いたします。また、多様化する消費生活トラブルに対しては、引き続き専門家による相談日を毎月２回設け、相談機能の強化を図って参ります。

最後に、行財政、議会における「時代に応じた行財政運営」につきましては、今議会の全員協議会の中でもご協議申し上げますが「第８次阿武町行政改革大綱」を踏まえて、事務事業、組織や機構の見直し、経費の節減や合理化を図りながら、事務事業の集中化、簡素化、省略化などを積極的に進めて参ります。

以上、令和２年度に取り組む事としております、重要施策の概要等についてご説明を申し上げましたが、新年度においては、総合戦略と一体となった新たな総合計画を基本に、農林水産業における第一次産業の活性化をはじめ、定住促進、観光開発、地域経済の循環型社会の構築など、未来につながる希望と、

地域に寄り添い期待の膨らむ予算となるよう意を用いて編成したところであります。元より、行政の使命は住民の生命と財産を守り、安全で安心な地域づくりを推進していく事であり、行政と住民が一体となった取り組みや、自助、共助に加えて、人口減少、少子高齢化が進行し、人手不足が深刻化していく中で、ご近所力による互助の役割が必要不可欠になって参りました。先ほども述べましたが、阿武町は少子高齢化の著しい地域ではありますが、人口移動では社会増減がプラスに転じ、明るい兆しも見えてきたところであります。

これからも「チェンジ・チャレンジ」の気概と誇りをもって、地域における自助、互助、共助の特性と公助による支援を活かしながら、地域と行政が一体となった町づくりを、縮充をキーワードに推進し、人口減少に対応する自立した地域社会の構築を目指すとともに、第一次産業の再生をはじめ、少子化対策や子育て支援、定住対策等を強力に進めて参ります。そして、持続可能な循環型社会の構築に向けて、道の駅を拠点として新たな観光開発やジオパークの活用を推進して行くとともに、地元商店や産物の積極的な利活用、地元出身者の雇用の促進、更には、地産地消の取り組み、事業継承等による地域内経済循環の構築にも、引き続き取り組んで参ります。

今後とも、住民の幸せを第一に考え、地域に寄り添いながら、より住みやすく、より豊かに、より安心に暮らせる協働の町づくりを進め、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）との関係性も考慮しながら、オール阿武町でこれからの未来を力強く切り拓いて参る所存でありますので、議員各位におかれましても重ねてご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

先ず、議案第１号「第７次阿武町総合計画の策定について」につきましては、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会でのご審議を経て、また、議員各位

からもご意見をいただき、この度、「第7次阿武町総合計画」を策定いたしましたので、「議会の議決すべき事件」としてご議決をお願いするものであります。

次に、議案第２号「阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例」につきましては、今回の総合計画の策定にあたり、審議会委員の中から、計画の進捗状況や成果の検証等についても引き続き審議会で協議する場を設け、計画の履行状況を検証していきたい旨のご提言があり、大変ありがたい事であり、今回、この施策の取組状況及び成果の検証等についても審議会の中で協議ができるよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第３号「阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について」につきましては、令和２年度に予定しています事業の内、過疎対策事業債の起債予定の事業につきましては、阿武町過疎地域自立促進計画に追加搭載する必要があるため、計画の一部を変更する事について、議会のご議決を求めるものであります。

次に、議案第４号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、自治体の執行機関及び職員の損害賠償責任の免責制度が創設され、この４月１日から施行される事に伴う、新たな条例の制定であります。

次に、議案第５号「阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、４月からの会計年度任用職員制度の施行に当たり、地方公務員法の規定に基づく服務の宣誓が必要となる事から、一般職とは別に、会計年度任用職員にふさわしい方法で行う事ができるよう、会計年度任用職員に関する例外規定を設けるための改正であります。

次に、議案第６号「阿武町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、民法の債権関係の規定の見直しに伴う関係条項の改正であります。

次に、議案第７号「阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例」につきまし

ては、福賀の教員住宅１棟の一般住宅への変更、また、完成いたしました尾無の新築住宅２棟を、これも一般住宅に追加するとともに、家賃を決定する改正であります。

次に、議案第８号「阿武町使用料条例の一部を改正する条例」につきましては、福賀教員住宅14号の項を削り、尾無団地新築２戸の駐車場の所在地を追加するとともに、駐車場使用料を決定するものであります。

次に、議案第９号「指定管理者の指定について」につきましては、清ヶ浜清光苑、ひだまりの里、阿武町地域活動支援センター、道の駅阿武町の４つの施設の指定管理者の指定期間が、今年３月末をもって満了する事から、更新指定をするため、地方自治法の規定により、議会のご議決を求めるものであります。

次に、議案第10号「阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について」につきましては、萩市との事務委託契約でありますが、やすらぎ苑の斎場業務と消防・救急業務の委託期間が、今年の３月末をもって満了する事から、引き続き５年間延長するための規約の変更であります。

次に、議案第11号「山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」につきましては、今年４月１日から、公平委員会事務を共同処理する団体に山陽小野田市を追加するとともに、会計年度任用職員制度の施行に伴い、別表第３の文言を改正するものであります。

次に、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、町長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員３人の内お１人が、本年６月に任期満了になる事から、人権擁護委員法により、新委員の推薦につき議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第12号「令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）」につきましては、今回の補正額は、１億1,508万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を、31億3,577万7,000円とするものでありますが、概ね各種事業の精

算見込みによるものであります。なお、公共施設整備基金につきましては、次年度以降のビジターセンター等の大型プロジェクトの財源として、今年度において２億円を積み立てる事といたしております。

次に、議案第13号「令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第４回）」から、議案第17号「令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）」までにつきましては、いずれも特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第18号「令和２年度阿武町一般会計予算」につきましては、総額34億8,500万円で、対前年度比23.4％、６億6,100万円の増額となったところであります。

なお、当初予算の基本的な考え方につきましては、先ほど施政方針の中で、その主要な部分について触れさせていただきましたので、詳細についての説明は省略させていただきますが、あえて新年度の予算を一言で申し上げるならば、「地方創生の流れを確実なものにする予算」という事であります。

それでは、若干重複もあるかも知れませんが、先ず、歳入の主なものでありますが、町税が、個人住民税の減収見込み等により、前年度比1.7％減の２億6,904万3,000円、地方譲与税は、森林環境譲与税の増額により17.4％増の4,530万6,000円、地方消費税交付金は、消費税率及び地方消費税率は引き上げられましたが、今年度の影響は少ないという見込みから、前年度と同額の4,100万円、地方交付税は、国の地方交付税総額は対前年度比2.5％増となっているものの、推計及び伸び率を勘案し、前年度と同額の15億円、国庫支出金は、過疎対策道路事業に係る社会資本整備交付金の減額がある一方で、まち・ひと・しごと創生特別事業に係る地方創生拠点整備交付金の増額等により、全体で135.5％増の４億6,032万8,000円、県支出金は、国勢調査に伴う県委託金の増額等により、全体で1.4％増の１億9,992万1,000円、繰入金は、まち・ひと・し

ごと創生特別事業や道の駅産業振興事業等の公共施設整備の実施に伴い、公共施設整備基金からの繰り入れを行う事等により、全体で183.7％増の２億7,190万5,000円、町債は、まち・ひと・しごと創生特別事業や町道整備事業等のハード事業や、定住奨励金、コミュニティワゴンの運行等のソフト事業に係る過疎対策事業債及び臨時財政対策債で、102.1％増の４億7,000万円であります。

次に、歳出の主なものにつきましては、人件費は、給与の改定等による職員給の増額、会計年度任用職員制度の導入による任用報酬、及び地域おこし協力隊の増員に伴う報酬の増額等によって、12.8％増の６億2,357万9,000円、扶助費は、福祉医療受給対象者の減による福祉医療費扶助費が減額となる一方で、サービス利用者の増により、0.6％増の２億7,127万2,000円、公債費は、利率の見直しよる償還利子の減額のほか、借入地方債の償還の満了等による償還元金の減額により、3.9％減の２億3,075万4,000円、物件費は、阿武町版総合戦略推進事業委託料の増額等により、2.2％増の７億2,921万1,000円、補助費等は、柳橋分譲宅地の売り出し等に伴う住宅取得補助金や各種定住奨励金の増額等により、1.8％増の３億2,082万7,000円、繰出金は、奈古地区漁業集落排水施設保全改築事業の実施による特別会計繰出金の増額がある一方で、介護給付費の減による介護保険事業特別会計及び阿武地区マンホール改修事業の完了による農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額等により、全体で1.7％減の３億3,378万1,000円、そして普通建設事業費は、まち・ひと・しごと創生特別事業による、まちの縁側拠点整備事業や道の駅テナント新設事業、そして橋梁補修事業の増額等により、全体で161％増の９億4,351万2,000円となったところであります。

次に、議案第19号から議案第25号までの７つの特別会計でありますが、これにつきましては、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

なお、新年度の予算編成に当たっては、国の新たな戦略等における補助事業等を有効活用しながら、スクラップアンドビルドを基本とし、メリハリのある予算編成に取り組むとともに、選ばれる町をつくるための諸施策を積極的に事業化していく中で、一般会計と特別会計を合わせた全体の総予算規模は、51億6,369万1,000円となり、前年度当初予算の44億3,770万6,000円に比べ、７億2,598万5,000円、率にして16.4％の増となったところであります。

次に、全員協議会においての、全協報告第１号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る工事請負契約の締結について、その概要をご説明するものであります。

次に、全協報告第２号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、経営状況を報告するものであります。

次に、全協協議第１号「第２次阿武町版総合戦略について」につきましては、令和２年度から６年度までの５年間の「第２次阿武町版総合戦略」について、内容等のご協議を申し上げるものであります。

次に、全協協議第２号「阿武町行政改革大綱（案）」及び「行政改革実施計画（案）」につきましては、今回で８次となる「阿武町行政改革大綱」及び「実施計画」について、ご意見をいただくものであります。

以上、本日ご提案を申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要をご説明いたしましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、開会にあたりましての私のごあいさつとさせていただきます。

○議長　以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて10

分間休憩いたします。

休　　憩　　10時14分

再　　開　　10時23分

○議長　休憩を閉じて、会議を続行いたします。

日程第4　議案第1号から日程第14　議案第11号

○議長　続きまして、日程第4、議案第1号から日程第14、議案第11号までを一括議題とします。

まず、議案第1号、第7次阿武町総合計画の策定について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　議案書の１ページをお願いします。議案第１号、第７次阿武町総合計画の策定について、をご説明します。本案件につきましては、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会で審議を行い、議員各位からも多くのご意見をいただき策定する第７次阿武町総合計画を、地方自治法第96条第２項の規定により議会の議決すべき事件の条例の規定により、ご議決をいただくものです。なお、計画につきましては、現在最後の調整中で、３月６日に行います最終の計画審議会終了後に提出させていただきますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長　次に、議案第２号、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例、について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　次に議案書の２ページ目をお願いします。議案第２号、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例、をご説

明いたします。本案件につきましては、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正するもので、詳しくは３ページの新旧対照表をご覧ください。第２条の任務で、第１号、基本構想に関することを、総合計画（基本構想及び基本計画に限る）の策定に関することに改め、第２号、基本計画及びこれに基づく実施計画に関することを、総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関することに改め、第３号、その他町長が住みよいふるさとづくりに必要と認める事項に関することを、その他まちづくりを推進するために町長が必要と認めることに改めるものです。以上です。

○議長　次に、議案第３号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　次に議案書の４ページ目をお願いします。議案第３号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、をご説明いたします。本案件につきましては、過疎対策事業債の起債予定の事業につきまして起債対象とするためには、阿武町過疎地域自立促進計画に追加掲載する必要があるため、計画の一部を変更する事について議会の議決を求めるものです。５ページから７ページの新旧対照表の追加又は変更部分にアンダーラインをしておりますので一緒にご覧いただきたいと思います。内容としましては、過疎計画の別表、事業計画の表中に事業の追加及び変更を加えるもので、まず、本文２項、産業の振興の（３）計画、事業計画の表中１産業の振興（１）基盤整備　水産業の項中、宇田郷漁港機能保全事業、機能保全調査設計、機能保全工事Ｌ＝70mを、Ｌ＝84mに改め、新たに（８）観光又はレクリエーション施設の項にまちの縁側拠点整備事業を追加するものです。宇田郷漁港機能保全事業については、詳細設計に伴う延長の変更とまちの縁側拠点整備事業については、観光レクリエーション施設として新たにキャンプフィールドやビジターセンターを整備するための事業を追加するものです。次に本文３項、交通通信体系の整備、情報

化及び地域間交流の促進の（３）計画、事業計画の表中２交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（１）市町村道、橋梁の項中、千歳橋橋梁補修事業、補修延長Ｌ＝23mを、千歳橋補修事業、補修延長Ｌ＝24mに改め、新たに、立場ヶ浴橋補修事業、橋長Ｌ＝９ｍと、第一存行司橋補修事業、橋長Ｌ＝６ｍを追加するものです。千歳橋補修事業については、詳細設計に伴う延長の変更と字句の統一で橋梁の文字を削除するものです。それと二つの橋の補修事業を追加するものです。最後に本文５項、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（３）計画、事業計画の表中４高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（８）過疎地域自立促進特別事業の項に、新たに保育料完全無償化事業を追加するものです。昨年10月から実施しております保育料の完全無償化事業について、過疎債のソフト事業の対象となるよう事業計画に追加するものです。以上です。

○議長　次に、議案第４号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長　議案第４号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてご説明いたします。本案件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、自治体の執行機関及び職員の損害賠償責任の免責制度が創設され、今年の４月１日から施行される事に伴い、町長等の自治体に対する損害賠償責任の一部の免責について条例で必要な事項を新たに定めるものであります。なお、導入の背景といたしましては、業務等の遂行に係る萎縮の緩和、国家賠償法の求償権との不均衡の是正等を図るためのものであります。それでは、第２条は、最低負担額に係る条項で、対象となるのは町長をはじめ副町長、教育長、教育委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会委員及び職員で、最低負担額の算定例を分かりやすく説明いたしますと、例えば対象者が１億円の損害賠償責任を負った場合で、仮に対象者の基準給与年額が１千万円とした場合、（ア）の町長であれば６を乗じた６千万円、（イ）の副町長、教

育長等は４を乗じた４千万円が最低負担額となります。また、第３条は、損害賠償責任の一部免責に係る条項で、町長等が町に対して負う損害賠償責任については、町長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から先ほどの最低負担額を控除して得た額について、その責任を免れるものとなっているところであります。なお、この免責にあたりましては、改正自治法の第243条の２第２項に、普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならない、と規定されている事から、今回の条例の制定にあたっては、あらかじめ議長から監査委員宛に意見聴取の通知を行い、監査委員から意見を聞いた上でご議決をいただく事になりますので議会に上程した本日付をもって監査委員宛に意見聴取の通知を提出し、行財政改革等特別委員会の前日までにご回答をいただく予定としているところであります。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第５号、阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長　議案第５号、阿武町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、についてご説明いたします。本案件につきましては、今年４月からの会計年度任用職員制度の施行にあたり、地方公務員法の規定に基づく服務の宣誓が必要となる事から、長期雇用となる一般職とは別に１年ごとの更新により採用となる会計年度任用職員については、単年度の更新にふさわしい方法で服務の宣誓を行う事ができるよう新たに会計年度任用職員に関する例外規定を設けるため、条例の第２条に次の１項を加えて所要の改正を行うものであります。なお、現行の第２条におきましては、新たに職員となった者は任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないと規定されているところ

であります。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第６号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の12ページをお願いします。議案第６号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、について説明します。本案件は、土地改良区整理法の項ずれによるもの及び民法の一部を改正する法律により民法における債権関係の見直しが行われ、公営住宅制度に関する改正も行われたため条例の一部改正をお願いするものです。13ページからの新旧対照表で説明いたします。まず､土地改良区整理法の項ずれにより、第５条第５項中第３項若しくは第４項を、第４項若しくは第５項に改める。次に、民法の一部改正により入居の際の連帯保証人を２名から１名にするため、第11条第１項第１号中２人から１人に改める。また、入居者が家賃を滞納した時は敷金をその債務の弁済に充てる事を明記するため第19条第４項を同条第５項とし、同条第３項ただし書き中未納の家賃又は損害賠償金を賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に、第３項、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てる事ができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。の１項を加える。更に、入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、費用の負担について、町長が具体的に定めなければならないことを明記するため、第21条第１項中、費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く）を、費用（は町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて）に改め、同条第３項中第１項に掲げる修繕の必要が生じ

たときは、同項の規定を町営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第１項の規定に改める。第22条第４項中、前条第１項に規定するものを、前条第１項において町が負担することとされているものに改める。施行期日は令和２年４月１日からです。以上です。

○議長　次に、議案第７号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　16ページをお願いいたします。議案第７号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、について説明します。本案件は、福賀教員住宅１棟を一般住宅に変更及び令和元年度施行の尾無団地２棟２戸を４月１日供用開始することに伴い、阿武町一般住宅条例に住宅の名称、位置、家賃を明示するため条例の一部改正をお願いするものです。次のページ17ページの新旧対照表で説明いたします。まず、別表第１の名称ですが、福賀10号住宅の次に福賀11号住宅を加えるとともに、尾無２号住宅の次に尾無３号住宅及び尾無４号住宅を加えるものです。また、位置も福賀11号住宅は大字福田下1405番地２、尾無３号住宅及び尾無４号住宅は大字惣郷335番地４をそれぞれ加えるものです。次に、別表第２の名称ですが、こちらにも福賀11号住宅と尾無３号住宅及び尾無４号住宅を加え、家賃も福賀11号住宅は15,000円、尾無３号住宅及び尾無４号住宅は25,000円をそれぞれ加えるものです。施行期日は令和２年４月１日からです。以上です。

○議長　次に、議案第８号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　18ページをお願いいたします。議案第８号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例、について説明します。本案件は、議案第７号で説明しました福賀教員住宅１棟を一般住宅に変更及び尾無住宅供用開始に伴い、別表１の施設及び使用料と、別表６の一般住宅用地駐車場使用料の一部改正を行

うものです。19ページ新旧対照表で説明します。別表第１（第２条関係）ですが、施設及び使用料で福賀教員住宅14号住宅の項を削る。次に別表第６（第２条関係）一般住宅用地駐車場使用料尾無団地の項中大字惣郷335番地２の次に・335番地４を加えるものです。施行期日は令和２年４月１日からです。

○議長　次に、議案第９号、指定管理者の指定について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の20ページをお願いします。議案第９号、指定管理者の指定について、を説明します。これは、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるもので、前回の指定から５年が経過した４件の施設について、新たに指定管理者の指定を行うものです。指定管理者の候補者の選定につきましては、阿武町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例による申請を受けて、条例に定める基準により審査をしました。健康福祉課関係は、前半の３件ですが、阿武町高齢者福祉施設清ヶ浜清光苑及び阿武町地域交流・高齢者福祉複合施設ひだまりの里の現指定管理者であります社会福祉法人阿武福祉会、阿武町地域活動支援センターの現指定管理者であります社会福祉法人阿武町社会福祉協議会につきましては、いずれも当該各施設の管理を適切に行う事が出来る団体という事で、指定管理者の再指定候補者として設定をしたもので、指定期間は、本年４月１日から５年後の令和７年３月31日までとなります。

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　４件目の道の駅阿武町の指定管理者の指定についてでありますが、現指定管理者であります株式会社あぶクリエイションにつきまして、阿武町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例による申請を受けて、条例に定める基準により審査したものを指定管理者の再指定候補として選定したもので、指定期間は、他と同じく令和２年４月１日から令和

７年３月31日までとしているものでございます。以上です。

○議長　次に、議案第10号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　次に議案書の21ページをお願いします。議案第10号、阿武町と萩市との間における事務の委託に関する規約の変更について、をご説明いたします。本案件につきましては、平成17年３月６日に契約を締結しこれまで５年毎に契約を延長してきた萩市との事務委託契約でありますが、消防救急業務、斎場業務の２つの契約期間が本年３月31日をもって満了いたしますので、引き続き５年間延長するための規約の変更です。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第11号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について説明を求めます。副町長。

○副町長　議案第11号、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、をご説明いたします。本案件につきましては、今年の４月１日から新旧対照表の別表第２の８の項中で、公平委員会の事務を共同処理する団体に山陽小野田市を新たに追加するもの、また、今年の４月から会計年度任用職員制度が施行される事に伴い山口県市町総合事務組合の非常勤公務災害の制度に限定的に加入している３団体に対する補償対象の制度変更を行うもので、新旧対照表の別表第３のとおり文言を改正するものであります。以上で説明を終わります。

日程第15　選挙第１号

○議長　次に、日程第15、選挙第１号、阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。本選挙は、慣例により指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。指名推選者については、先に協議がなされその結果につきましてこれから職員において配布をいたします。しばらくお待ちください。

（議会事務局長及び書記、資料を配付）

○議長　それでは、指名推選者について議会事務局長より朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長　それでは、阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の氏名推選者を朗読いたします。まず、選挙管理委員会の委員には阿武正泰氏、砂川利和氏、大田　誠氏、野村義昭氏、補充員には順位順に後根　浩氏、堀山昭夫氏、河原一博氏、田中昌光氏がそれぞれ指名推選されております。以上です。

○議長　指名については、ただ今朗読のとおりです。ついては、ただ今指名した方々を阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の当選者とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって阿武町選挙管理委員会の委員に阿武正泰氏、砂川利和氏、大田　誠氏、野村義昭氏、補充員には順位順に後根　浩氏、堀山昭夫氏、河原一博氏、田中昌光氏が当選されました。ただし、申し合わせにより、補欠選任がある場合には補充員の順位下段に記載のとおり、退任される委員と同じ地区の補充員を選任することといたします。なお、当選者に対する告知は、後日、議長において行いますのでご了承願います。

日程第16　諮問第１号

○議長　次に、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の28ページをお願いします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を説明します。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて市町村の議会の意見を聞いて市町村長の推薦した者を法務大臣が委嘱する事になっています。現在委嘱を受けている阿武町の委員は参考の（１）に掲載している３人の方々です。委員の任期は３年で、この内長嶋　司委員が本年６月30日をもって任期満了となりますので、今回新たな委員の候補者として、水津明文氏、生年月日は昭和43年11月３日、住所は阿武町大字福田下3909番地、を推薦する事で議会のご意見を伺うものです。なお、同氏の履歴書をお配りをしておりますので参考にしていただきたいと思います。また、参考の（２）に人権擁護委員法の抜粋を掲載しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長　続いて、ただ今の執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○議長　続いて、討論は省略し採決を行います。

お諮りします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長　お下ろしください。挙手全員です。よって諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17　議案第12号から日程第22　議案第17号

○議長　日程第17、議案第12号から日程第22、議案第17号までを一括議題とします。

まず、議案第12号、令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）について説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは29ページをお願いいたします。議案第12号、令和元年度阿武町一般会計補正予算（第４回）についてご説明いたします。今回の補正額は、１億1,508万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を31億3,577万7,000円とするものです。なお、歳入歳出予算補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正につきましては、別冊補正予算書の第１表、第２表、第３表及び第４表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長　それではちょっと早いですが、ここで、10分間休憩いたします。

休　　憩　　10時55分

再　　開　　11時03分

○議長　休憩を閉じて、会議を続行いたします。

続いて、補正予算書の説明をお願いします。説明は22ページ、歳出からお願いします。２款、総務費から、副町長。

（副町長、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、文書広報費、防災行政無線費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○議長　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。）

○議長　続いて、選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、山口県議会議員選挙費、参議院議員選挙費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、指定統計調査費について説明する。）

○議長　続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。）

○議長　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。）

○議長　続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、プレミアム付商品券事業費、プレミアム付商品券事務費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費について説明する。）

○議長　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、農業政策費、畜産業費、林業政策費、林野管理費、水産業政策費、単県農山漁村漁礁整備事業費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、漁港建設費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、観光費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木総務費、一般単独道路事業費、特定公共賃貸住宅管理費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、消防費について説明する。）

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、（小）学校管理費、（小）教育振興費、給食センター費、（中）学校管理費、（中）教育振興費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、利子について説明する。）

○議長　以上で、歳出の説明を終わります。続いて歳入に入ります。10ページ、町税から、副町長。

○副町長　それでは10ページからお願いいたします。

（副町長、歳入補正、地方債補正及び繰越明許費の概要について説明する。）

○議長　次に、議案第13号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第４回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の30ページをお願いします。議案第13号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第４回）について説明します。今回の補正は、予算の総額に6,015万9,000円を追加し、予算の総額を７億5,616万3,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　副町長。

○副町長　先ほどの説明で１点ほど訂正をさせていただきます。４ページ、第

２表の繰越明許費の中で、事業数を11事業と申しましたが８事業の誤りでありましたので、訂正してお詫びさせていただきます。

○議長　ここで、昼食のため休憩いたします。午後は１時から開会いたします。

休　　憩　　12時00分

再　　開　　12時58分

○議長、昼食のための休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き補正予算の説明をお願いします。

議案第14号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の31ページをお願いします。議案第14号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第３回）について説明します。今回の補正は、予算の総額に13万8,000円を追加し、予算の総額を5,782万1,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第15号、令和元年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の32ページになります。議案第15号、令和元年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１回）について説明します。今回の補正は、予算の総額から14万7,000円を減額し、予算の総額を7,522万2,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第16号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第４回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の33ページをお願いします。議案第16号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第４回）について説明します。今回の補正は、予算の総額から2,285万円を減額し、予算の総額を６億7,017万9,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第17号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の34ページをお願いします。議案第17号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第３回）について説明します。今回の補正は、予算総額から30万円を減額し、予算総額を6,745万円とするものです。

（土木建築課長、歳出、歳入について説明する。）

日程第23　議案第18号から日程第30　議案第25号

○議長　日程第23、議案第18号から日程第30、議案第25号までを一括議題とします。

まず、議案第18号、令和２年度阿武町一般会計予算について説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは議案書の35ページをお願いいたします。議案第18号、令和２年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。まず、第１条は、令和２年度阿武町一般会計予算の総額を34億8,500万円と定めるものです。第２項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は別冊予算書の第１表歳入歳出予算とするものです。また、第２条は、地方債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第２表地方債のとおりです。第３条は、一時借入金の最高限度額を５億円と定めるものです。そして第４条は、歳出予算の

各項の金額の流用について各項に計上した給料、職員手当及び共済費についてのみ同一款内での流用が出来る旨を定めるものであります。以上です。

○議長　続いて説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。別冊45ページ、議会費から、議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、文書広報費、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○議長　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。）

○議長　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長　続いて、選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、指定統計調査費について説明する。）

○議長　続いて、議会事務局長。

（議会事務局長、監査委員費について説明する。）

○議長　続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。）

○議長　続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、国民年金事務費について説明する。）

○議長　続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、労働諸費について説明する。）

○議長　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。）

○議長　ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休　　憩　　14時00分

再　　開　　14時08分

○議長　休憩を閉じて、会議を続行いたします。休憩前に引き続き予算の説明をお願いします。農林水産課長。

（農林水産課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。）

○議長　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、環境保全型農業直接支援対策費、土地改良施設適正化事業費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農業水路等長寿命化・防災減災事業費について説明する。）

○議長　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。）

○議長　続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、漁港建設費について説明する。）

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、消防費、災害対策費について説明する。）

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、（小）学校管理費、（小）教育振興費、給食センター費、（中）学校管理費、（中）教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。）

○議長　続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、農林水産施設単独災害復旧事業費、公共土木施設災害復旧事業費について説明する。）

○議長　続いて、副町長。

（副町長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。）

○議長　以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。13ページ、１款町税から。副町長。

（副町長、歳入について説明する。）

○副町長　引き続き５ページをお願いします。５ページの第２表、地方債でありますが、定住奨励金、町営バスやコミュニティワゴン、自治会総合交付金、まち・ひと・しごと創生特別事業、みどり保育園外国青年保育士招致、幼児教育無償化、各種過疎対策の漁港施設、道路、消防防災整備事業のほか、臨時財政対策債の発行限度額を記載のとおりとするものであります。以上で、歳入の説明を終わります。なお、令和２年度当初予算につきましては、この予算書の

ほかに、別冊で当初予算の内容をお配りしておりますので、その中に予算編成方針なり予算の概要、また主要施策、事業等記載しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長　ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休　　憩　　15時15分

再　　開　　15時24分

○議長　休憩を閉じて、会議を続行いたします。先ほどの説明で一部訂正があるようです。副町長。

○副町長　訂正をいたします。歳入の15ページの６項旧法による税１目軽自動車税のところでありますが、過年度分として枠取りでありますと説明をいたしましたが、過年度分ではなくて現年度課税分という事で間違いでありましたので、訂正させていただきます。大変失礼しました。

○議長　それでは、次に、議案第19号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の36ページをお願いします。議案第19号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について説明します。歳入歳出の予算総額は６億9,220万4,000円とします。それでは、別冊予算書の176、177ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第20号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の37ページをお願いします。議案第20号、令和２年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について説明します。歳入

歳出予算の総額は5,873万9,000円とします。それでは、別冊予算書の234ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第21号、令和２年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の38ページをお願いします。議案第21号、令和２年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は7,772万5,000円とします。それでは、別冊予算書の224、225ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第22号、令和２年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の39ページをお願いします。議案第22号、令和２年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は６億5,940万円とします。それでは、別冊予算書の241、242ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出について説明する。）

○議長　説明途中ですが、本日の会議を暫時延長します。

（健康福祉課長、続けて歳出、歳入について説明する。）

○健康福祉課長　最後に、もう一度議案書の39ページをお願いします。第２条です。第２条は歳出予算の流用です。地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用をすることができる旨の規定としております。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第23号、令和２年度阿武町簡易水道事業特別会計予算につ

いて説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の40ページをお願いします。議案第23号、令和２年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,535万3,000円とします。次に、第２条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第２表地方債のとおりでございます。それでは別冊予算書の264、265ページをお願いします。

（土木建築課長、歳出、歳入、第２表について説明する。）

○議長　次に、議案第24号、令和２年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の41ページです。議案第24号、令和２年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,532万5,000円とします。それでは別冊予算書の277、278ページをお願いします。

（土木建築課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第25号、令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の42ページをお願いします。議案第25号、令和２年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明します。第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,994万5,000円とします。第２条地方債ですが、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、別冊の第２表地方債のとおりといたします。それでは別冊予算書の294、295ページをお願いします。

（土木建築課長、歳出、歳入、第２表について説明する。）

○議長　以上で議案説明を終わります。

日程第31　委員会付託

○議長　日程第31、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第１号から議案第25号までの議案25件については、会議規則第39条第１号の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第25号までの25件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

（散　会　16時15分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　伊　藤　敬　久

阿武町議会議員　小　田　高　正